

# 排出事業者及び収集運搬許可業者の皆様へ

## 産業廃棄物等の搬入規制について

八女西部クリーンセンターでは、ごみの減量化による施設の延命化と廃棄物の適正処理（八女西部クリーンセンターは一般廃棄物ごみ処理施設）のため、八女西部広域事務組合及び構成市町において随時搬入ごみの検査を実施しています。

搬入ごみの中には、産業廃棄物や処理困難物の混入も多く見受けられますので、下記のとおり産業廃棄物等の搬入を規制いたします。

なお、搬入ごみの検査の結果、産業廃棄物等が混入していた場合は、原則持ち帰っていただきます。

### ○自己処理の原則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、次のとおり定められています。

（事業者の責務）

第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条第2項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

第3条第3項 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### ○八女西部クリーンセンター搬入規制

| 規制計画          |                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 搬入ごみの検査       | 産業廃棄物 ⇒ 受入不可【持ち帰り又は収集運搬許可業者・排出事業者への分別指導】<br>処理困難物 ⇒ 受入不可【持ち帰り】                                                            |
| 排出事業者への個別指導   | 産業廃棄物等の混入が著しい場合は、構成市町及び八女西部広域事務組合において、排出事業者等への個別訪問指導を実施する。                                                                |
| 産業廃棄物について     | 廃プラスチック（廃発泡スチロール、廃ポリ容器、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物の規制【搬入禁止】<br>※ 従業員が個人消費した弁当容器など、一般廃棄物と思われるものは除く |
| 産業廃棄物受入先等について | 【お問い合わせ】<br>・ 県南リサイクル協同組合 Tel 0943-24-8768<br>・ (公社)福岡県産業資源循環協会 Tel 092-651-0171                                          |

【お問い合わせ】・八女市 環境課 Tel 0943-23-1462  
・筑後市 かんきょう課 Tel 0942-53-4120  
・広川町 環境課 Tel 0943-32-1138  
・八女西部広域事務組合 Tel 0942-52-7536